

改正

平成24年3月28日条例第16号

佐久市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、佐久市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ施設の設置及び整備並びに運営に関する事項
- (2) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関する事項
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関する事項
- (4) スポーツ団体の育成に関する事項
- (5) スポーツによる事故の防止に関する事項
- (6) スポーツの技術水準の向上に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。